

戸田市立郷土博物館 会計年度任用職員 募集要項

1 募集職種及び募集人員

| 募 集 職 種 | 募集人員 |
|-----------------------------------|--------|
| 郷土博物館会計年度任用職員【学芸員】 ※専門分野：人文科学系 | 学芸員：1名 |

これ以後、「会計年度任用職員」は「任用職員」と表示する。

2 任用期間

任用日から令和7年3月31日まで（条件付採用期間：1ヶ月）

3 業務内容

郷土博物館任用職員

(1) 展示室等における展示活動

常設展示室コーナー展示、テーマ展示、特別展示、企画展示、ロビー展示等展示による博物館活動の紹介

(2) 教育普及事業活動

講演会、各種講座、郷土博物館授業及び学芸員による出張授業支援、博物館支援、ボランティアに関すること

(3) 資料及び史料の調査研究活動

収蔵資史料、借用資史料等の調査研究と成果物刊行等

(4) 資料及び史料の維持管理

寄贈資史料、収蔵資史料、借用資史料等の管理や整理等

(5) アーカイブズ・センターの運営補助

窓口受付業務、レファレンス対応、記録史料の保存環境維持に係る業務等の補助

(6) その他博物館業務に関すること

4 勤務場所

住所：〒335-0021 埼玉県戸田市大字新曽1707番地

戸田市立郷土博物館 3階学芸員室

※上記館内のほか、資料の受贈、調査、学校での授業支援など市内出張がある場合があります。

※任用職員は、業務の都合により県内外へのお出張もあります（この場合、市の一般職員に準じ別途旅費を支給）。

5 勤務予定日数及び勤務予定時間

原則として月19日

午前9時から午後5時（昼休み休憩時間60分）

※いずれも、土曜日、日曜日及び休日勤務があります（業務の必要性等を総合的に勘案し、あらかじめ月ごとに勤務日・休日を決定します）。

6 給与等の労働条件

(1) 時給1,440円

※任用開始前に規則改正等により単価が変更となる場合があります。

※過去の任用実績に応じ、経験加算により単価が上がる場合があります。

※所得税、雇用保険料が差し引かれます。

(2) 手当（賞与）規定により支給

(3) 時間外労働 なし

(4) 費用弁償（通勤交通費相当額）規定により支給（上限あり）

(5) 加入保険

労働災害保険、社会保険、雇用保険

(6) 休暇

年次有給休暇あり

特別休暇あり

7 応募資格又は条件

※各要件等は、令和6年4月1日を基準日とする。

以下のA及びBの必須項目要件を満たす者で、a～dの項目要件のいずれかを満たす者が望ましい。

A 学校教育法による大学又は大学院において、人文科学系の専門課程を修了した者

B 博物館法による学芸員の資格を有する者

a 博物館や資料館等において学芸業務に従事した経験を有する者（概ね1年以上）

b 公益財団法人文化財虫害研究所の「文化財IPMコーディネータ」資格を取得若しくは同研究所の「文化財虫菌害防除作業主任者」の認定を受けた者又はそれらと同等以上の資格を取得した者

c 文化庁の「ミュージアム・エデュケーター」研修を修了した者又はそれと同等以上の研修を履修した者

d 近世文書等を読解することができる者

8 応募手続

(1) 受付期間：随時

(2) 応募書類の提出：2階博物館事務室へ郵送もしくは直接持参

※直接持参の場合、休館日は受け付けていません。

郵送先住所：〒335-0021 埼玉県戸田市大字新曽1707番地 戸田市立郷土博物館

9 応募書類

(1) 申込書兼履歴書

申込書兼履歴書については、指定様式を使用してください。

郷土博物館ホームページからダウンロードができます。

(2) 資格証明書（写）

学芸員の応募については、学芸員資格証等の写し、各種の要件を満たすことを証する書類等の写しを提出してください。資格証明書が旧姓の場合は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の証明書を併せて提出してください。

(3) 作文

作文については、「志望動機及び活動実績等について」を1,000文字程度にまとめたものを提出してください。ワープロソフトで作成する場合は、A4判縦の用紙に日本語で横書き、タイトルや氏名を含み、1枚で収めてください。

※提出書類は返却しませんのであらかじめご了承ください。

※提出された書類については当該募集以外の目的には利用しません。

10 選考

提出された応募書類に基づき書類審査を行い、一次選考の結果は応募者全員に通知します。その際、二次選考についての詳細もお知らせします。一次選考の合格者を対象に、戸田市立郷土博物館で面接試験を行い、二次選考の結果は、面接出席者全員に通知します。

11 特記事項

応募資格又は条件を満たしていないことや提出書類の記載事項に不正が判明した場合には、任用の予定を取り消します。

12 問合せ先

〒335-0021 埼玉県戸田市大字新曽1707番地

戸田市立郷土博物館（戸田市役所 生涯学習課 郷土博物館担当）

TEL. 048 - 443 - 5600